

医療施設物価高騰対策応援金 FAQ

目次

1. 医療施設物価高騰対策応援金について	4
Q.1 医療施設物価高騰対策応援金の目的は。	4
Q.2 応援金の支給額は。	4
Q.3 支給された応援金の用途制限は。	4
2. 応援金の支給対象施設について	4
Q.4 応援金の支給対象施設は。	4
Q.5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。	4
Q.6 施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。 ..	4
Q.7 申請の対象期間(令和6年4月～同年5月まで)以降に施設の病床数を変更 した場合、申請可能な病床数は期間中の変更前のものであるか。それとも、対象 期間以降に変更された病床数か。	5
Q.8 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	5
3. 応援金の申請について	5
Q.9 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。	5
Q.10 申請書類は何が必要か。	5
Q.11 申請書類はどこで入手できるのか。	5
Q.12 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申 請になるのか。	5
Q.13 申請方法等に対する問い合わせ先は	6
Q.14 WEB 申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。	6
Q.15 WEB 申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス 又は代表アドレスを入力して送信してもよいか。	6
Q.16 WEB 申請にあたり、個人事業主のため責任者と担当者が同一となっているが、 申請書に記載するアドレスは1つでよいか。	6
4. 申請書類について	6
Q.17 申請にあたり証拠書類を提出する必要はあるか。	6
Q.18 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すれば よいか。	6
Q.19 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよい か。	7
Q.20 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場 合はどうすればよいか。	7
5. その他	7
Q.21 医療施設物価高騰対策応援金全般に係る問い合わせ先は。	7
Q.22 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	7

Q.23	申請書類の提出先は県でよいか。.....	7
Q.24	申請書類は持参により提出できるか。.....	8
Q.25	メール申請はできるか。.....	8
Q.26	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。.....	8
Q.27	応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。.....	8
Q.28	応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。.....	8

1. 医療施設物価高騰対策応援金について

Q.1 医療施設物価高騰対策応援金の目的は。

物価高騰が長期化する中、物価高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設を対象として、医療施設物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

Q.2 応援金の支給額は。

応援金は、令和6年4月から同年5月まで運営の実績がある施設に対し、施設区分に応じて「支給単価×病床数」又は1施設あたりの「支給単価」の定額を支給します。

支給単価は次のとおりです。

- ・病院又は有床診療所：1病床につき5,000円
- ・無床診療所：1施設につき30,000円

*1 応援金の申請は1施設1回限りです。また保険医療機関に限ります。

*2 病床数を乗じて算出した額が30,000円未満の場合は30,000円とします。

Q.3 支給された応援金の用途制限は。

応援金の用途制限はありません。

2. 応援金の支給対象施設について

Q.4 応援金の支給対象施設は。

所在地が愛媛県内にあり、令和6年4月から同年5月まで運営の実績がある支給要領別表に掲げる施設

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・県税に未納がある者
- ・上記のほか、本応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

Q.5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和6年4月から同年5月まで運営の実績がない施設は対象となりません。

Q.6 施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。

本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施

設分については支給対象となります。

ただし、県外に所在する施設分については、本応援金の対象外であり、申請いただけません。

Q.7 申請の対象期間(令和6年4月～同年5月まで)以降に施設の病床数を変更した場合、申請可能な病床数は期間中の変更前のものであるか。それとも、対象期間以降に変更された病床数か。

対象期間中で最大の病床数(許可病床数)を対象としてください。

Q.8 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

Q.4の支給対象施設の条件を満たしている場合は、申請いただけます。

3. 応援金の申請について

Q.9 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和6年9月12日(木)～令和6年10月31日(木)としています。

応援金の支給は、審査を終えたものから順次行います。

Q.10 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

- ① 医療施設物価高騰対策応援金申請書(支給要綱様式第1号)
- ② 振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し

※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写し

※WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可。

Q.11 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

〔 ホーム > 県政情報 > 県概要 > 組織案内 > 愛媛県の組織と主な仕事
> 医療対策課 > 医療施設物価高騰対策応援金について 〕

Q.12 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

申請書は、法人単位での申請が可能のように、1枚に運営する施設を複数記入で

きます。

なお、1 法人が異なる種別の施設を運営している場合についても、まとめて申請が可能です。詳しい記載方法は、申請様式及び記入例をご覧ください。

Q.13 申請方法等に対する問い合わせ先は

下記、医療施設物価高騰対策応援金コールセンターで個別相談に応じていますので、お問い合わせください。

<電話番号> 089-913-7075

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.14 WEB 申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「申請担当者」とは本応援金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

Q.15 WEB 申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（法人）の共用アドレス又は代表アドレスを入力して送信してもよいか。

WEB 申請の内容が責任者にも確認できるアドレスであれば結構です。

Q.16 WEB 申請にあたり、個人事業主のため責任者と担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。

個人事業主本人が当該業務の担当者となる場合、申請書の「責任者」欄と「担当者」欄にはそれぞれ個人事業主本人の情報を記入してください。

4. 申請書類について

Q.17 申請にあたり証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

申請書のほか申請に係る証拠書類は、応援金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q.18 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.19 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.20 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記、医療施設物価高騰対策応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-913-7075

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5. その他

Q.21 医療施設物価高騰対策応援金全般に係る問い合わせ先は。

医療施設物価高騰対策応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-913-7075

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.22 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q.23 申請書類の提出先は県でよいか。

県は応援金の一連の業務（申請書の受付・審査・支給・コールセンター）を、外部（伊予鉄総合企画株式会社）へ委託していますので、次により申請書類を提出してください。

申請書の提出はWEBで簡単にできますので、まずはWEB申請をご確認ください。

WEB申請の場合、事前に申請書をダウンロード・入力後、下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし、申請してください。

① 愛媛県ホームページ「医療施設物価高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

② WEB申請ページ URL を入力

<https://ehime-iryuu.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-240912>

WEB申請が困難な場合は、下記の住所へ申請書類を郵送してください。持参での提出は受け付けておりません。

<提出先住所> 〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5

伊予鉄総合企画本社ビル1階
「医療施設物価高騰対策応援金事務局」宛

Q.24 申請書類は持参により提出できるか。

業務の都合上、持参による受付はご遠慮いただいております。WEB 申請又は郵送による申請をお願いします。

Q.25 メール申請はできるか。

メールでの申請は受け付けておりません。

Q.26 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。

Q. 4 の支給要件を満たしていれば、他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金を受けられることができるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

Q.27 応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

本応援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q.28 応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために「医療施設物価高騰対策応援金」事務局より連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合は

<電話番号> 089-913-7075

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。